

令和8年3月10日
記者発表資料
(県政・相模原記者クラブ同時発表)

産業廃棄物処理業者に対する許可取消処分について

県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に基づき、産業廃棄物収集運搬業を許可した株式会社都木材緑化に対し、令和8年3月10日付けで次のとおり許可取消しの処分を行いました。

1 被処分者

- ・ 名称 株式会社都木材緑化
- ・ 代表者 代表取締役 森崎 修身
- ・ 所在地 神奈川県相模原市緑区城山四丁目11番1号

2 許可の内容

- ・ 業の区分 産業廃棄物収集運搬業(積替え・保管を除く。)
- ・ 許可番号 01402186837
- ・ 許可年月日 令和2年12月24日
- ・ 取り扱う廃棄物の種類
燃え殻、廃油、廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鋳さい及びがれき類

3 処分内容

産業廃棄物収集運搬業(積替え・保管を除く。)の許可取消し

4 処分年月日

令和8年3月10日

5 処分の理由

株式会社都木材緑化の役員は、刑法第204条(傷害)の罪により、令和5年6月22日に相模原簡易裁判所において罰金刑の略式命令を受け、同年7月11日に刑が確定し、同日に刑の執行が終了してから5年を経過していない。

このことは法で規定する許可の欠格要件に該当するため、許可を取り消した。

6 根拠条文

法第14条の3の2第1項第4号

問合せ先

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

課長代理 藤澤 電話 045-210-4172

許認可グループ 笠木 電話 045-210-4157

神奈川県県央地域県政総合センター

環境部長 矢板 電話 046-224-1111 (内線2200)

環境調整課長 篠原 電話 046-224-1111 (内線2210)